

市役所の代表電話は
042-378-2111
ファクス042-377-4781
ホームページ http://www.city.inagi.tokyo.jp/

発行 東京都稲城市 〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111 編集 秘書広報課広報広聴係

稲城市介護保険事業計画(第3期)を策定

介護保険制度は4月に「制度の持続性」「明るく活力ある超高齢化社会」などの視点で改正され、これに基づき、18年度から20年度までの3カ年の「稲城市介護保険事業計画(第3期)」を策定しました。策定に当たっては、17年度に介護保険運営協議会を10回、保健福祉総合計画の市民懇談会を10回開催しました。また、広報いなぎや市ホームページでも意見を募集し、計画に反映させました。ここでは、計画の一部を紹介します。

平成27年(2015年)における将来像

事業計画は、いわゆる団塊の世代が65歳以上の高齢者となる平成27年(2015年)の高齢者像を視野に入れたものとなっています。介護保険法の改正を受け、「予防重視型システムへの転換」「施設給付の見直し」「新たなサービス体系の確立」「サービス向上のための質の確保」「負担のあり方と制度運営の見直し」など、地域での在宅介護の推進

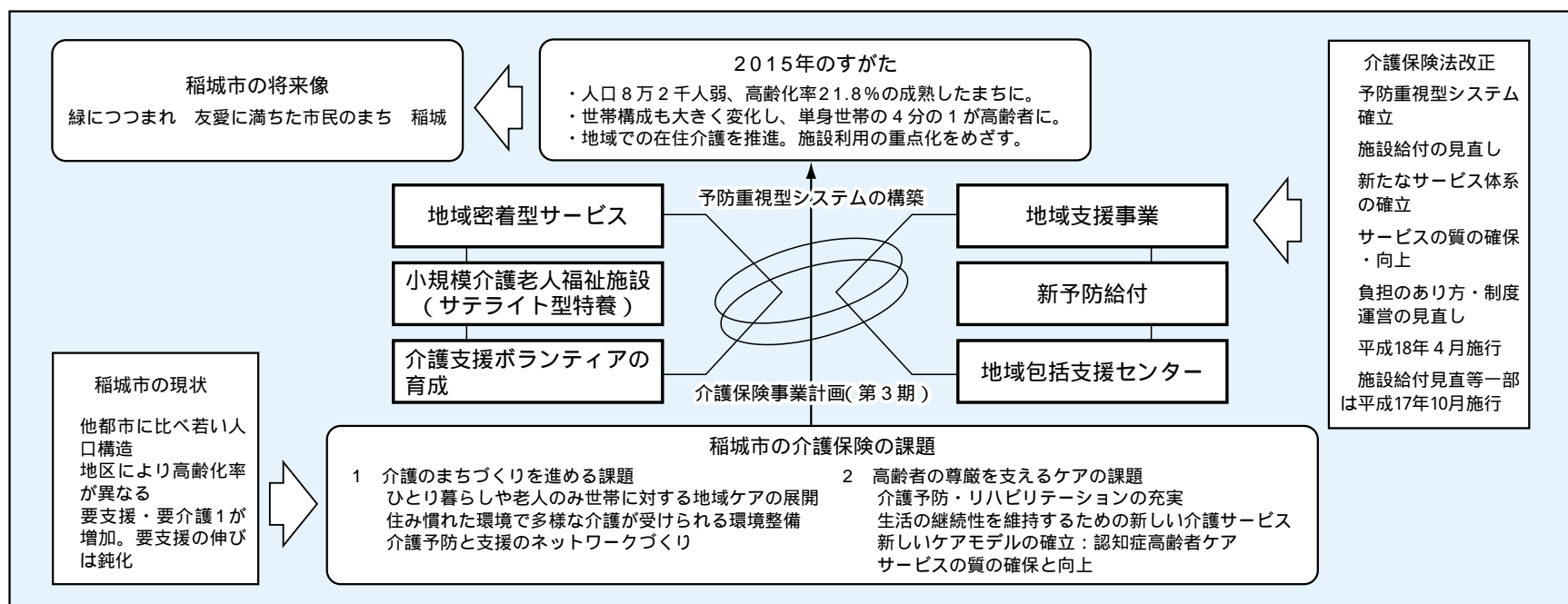
や施設利用の重点化を目指しています。「地域支援事業」「新予防給付」「地域包括支援センター」「地域密着型サービス」「サテライト型特別養護老人ホームの展開」「介護支援ボランティアの育成」などを通して「介護のまちづくり地域システム構想」を推進していきます(図1参照)。

事業費の概要 (単位:千円)

	標準給付費	地域支援事業費
18年度	2,307,227	46,053
19年度	2,481,017	56,944
20年度	2,666,183	79,823
合計	7,454,427	182,820

数値はすべて推計値

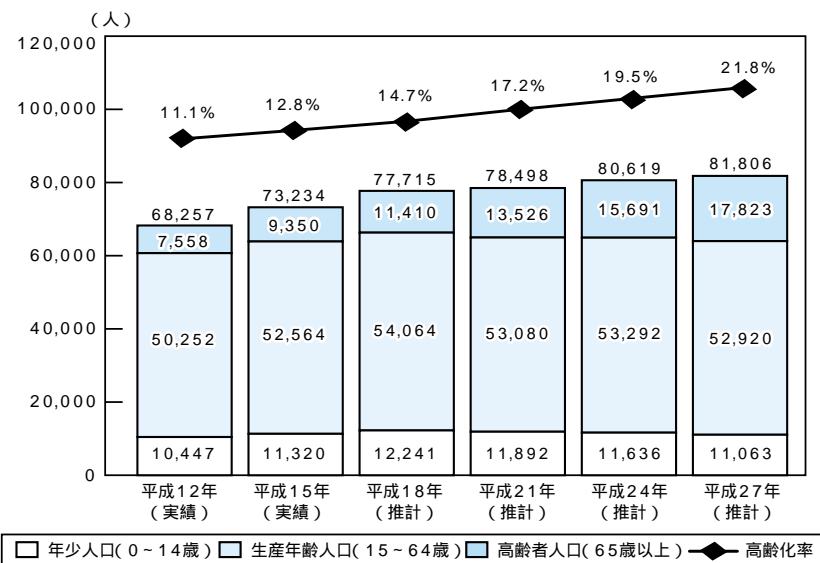
図1 稲城市介護保険事業計画(第3期)の位置付け



平成27年までの人口推計

事業計画では、市の人口は平成27年(2015年)には81,806人、65歳以上の高齢者人口は17,823人と推計しています。高齢化率は21.8%となり、市民の5人に1人が高齢者になると推計しています(図2参照)。これは、国の高齢化率である26%よりは低いものの、急速な高齢化が進むものと思われる。

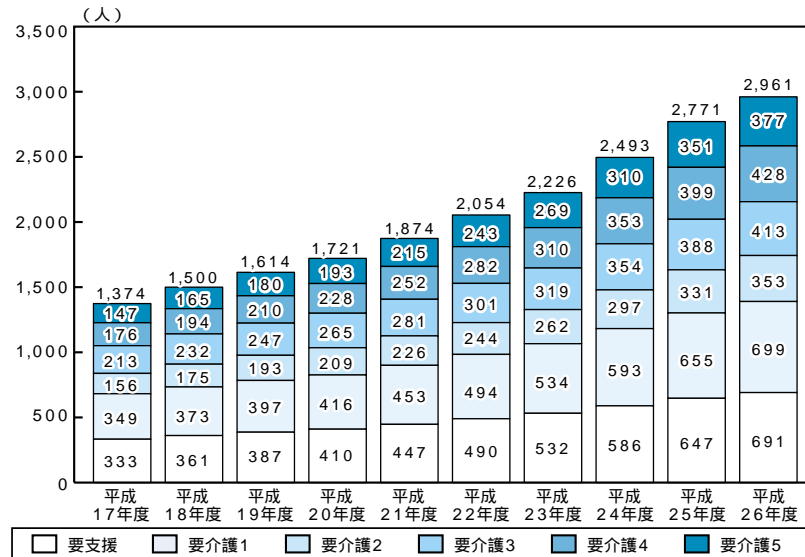
図2 人口推計



要支援・要介護認定者数の推計

要支援・要介護認定者は、高齢者の増に伴い、図3のように伸びていくと推計しています(要支援・要介護1は、旧制度ベースで推計)。26年度の65歳以上の高齢者人口(推計)は、17年度の1.55倍ですが、要支援・要介護認定者数は、17年度の1,374人から26年度には2,961人となり、2.15倍になることが予測されます。

図3 要支援・要介護認定者数の推計



始まります 介護予防サービス(新予防給付)

介護の目的は、要介護状態または要支援状態の軽減または悪化の防止にあります。

介護保険サービスは、要介護状態となった場合でも、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、心身の状況や生活環境に応じて提供されるものです。

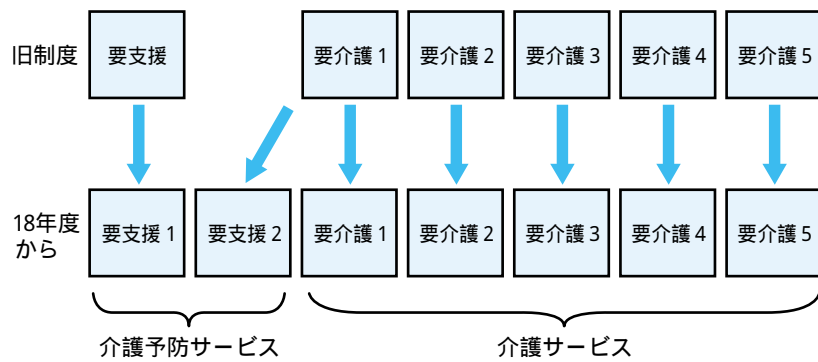
18年度から比較的軽度の要介護状態の方を対象とした新たな「介護予防サービス(新予防給付)」が始まりました。これは生活機能の低下や重度化をできる限り防ぎ、尊厳あるその人らしい生活を送るためのサービスです。

「本人のできることは、できる限り本人が行う」ことを基本としています。

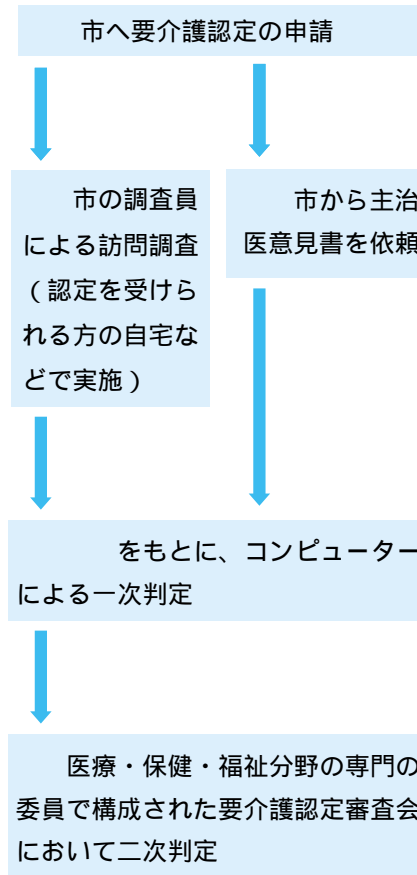
これまでの要介護状態区分は、「要

支援・要介護1～5」の6段階でしたが、18年度から7段階に改正されました。「要介護1」とされていた認定区分は、原則として「要支援2」となります。また、状態の維持、改善についての審査判定で、介護予防サービスの適切な利用が見込まれない状態にある場合には、「要介護1」とする仕組みとなりました。さらに、「要支援」とされていた認定区分は、「要支援1」となり、「要支援2」とあわせて「介護予防サービス(新予防給付)」を受けます。

介護予防サービスは、「介護予防訪問介護」や「介護予防通所介護」などを組み合わせて提供されます。



要介護認定 申請から 認定までの流れ



特定疾病の方

40歳から64歳までの方で、国が指定する特定疾病の場合は、介護保険の認定申請をすることができます。

- 国が指定する特定疾病
- がん(末期)
 - 新たに加わりました
筋萎縮性側索硬化症
 - 後縦靭帯骨化症
 - 骨折を伴う骨粗しょう症
 - 多系統萎縮症(線状体黒質変性症、シャイ・ドレーガー症候群、オリブ橋小脳萎縮症)
 - 初老期における認知症
 - 脊髄小脳変性症
 - 脊髄管狭窄症
 - 早老症
 - 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
 - 脳血管疾患
 - パーキンソン病関連疾患
 - 閉塞性動脈硬化症
 - 関節リウマチ
 - 慢性閉塞性肺疾患
 - 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護保険料

介護保険料は、下表のように6段階に区分し、基準額は4,400円となります。また、本人などの前年の所得や18年度住民税に応じて、納める保険料が異なります。

段階	所得	月額	年額
第1段階	高齢福祉年金の受給者または生活保護受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の方	2,200円	26,400円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方	2,200円	26,400円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額が第2段階以外の方	3,300円	39,600円
第4段階	本人は住民税非課税で、世帯のだれかに住民税が課税されている方	4,400円	52,800円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	5,500円	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	6,600円	79,200円

新たな緩和措置

17年度の税制改正により、老年者非課税枠(125万円まで)が廃止されたことに伴って、住民税が非課税から課税となる方は、介護保険料が上がる場合があります。急激な負担増とならないよう、18・19年度の保険料率を軽減します。

納期が変わります

介護保険料を納付書で納めている場合は、納期が7月から19年3月までの各月末(年9回)に変わります。

18年度の納付書は7月初旬に郵送します。

年金から天引きされている場合は、これまでと日数は変わりません。

地域包括支援センターを設置

市では、地域包括支援センターを2つの日常生活圏域(下図参照。太線は区域割り線)に設置しました。

矢野口、東長沼、大丸、百村、押立地区 = 稲城市地域包括支援センターいなぎ苑
坂浜、平尾、向陽台、長峰、若葉台地区 = 稲城市地域包括支援センターひらお苑
サービスは利用者が選択し、圏域を越えて利用できます。



地域包括支援センターは、公正・中立な立場から、地域における総合相談・支援
介護予防マネジメント
包括的・継続的マネジメント
を担う中核機関として活動します。